

箕面市立豊川北小学校給食室

リフト保守点検及び定期検査業務委託仕様書 (日本オーチス・エレベータ)

本仕様書は、箕面市立豊川北小学校給食室のリフト（日本オーチス・エレベータ株式会社製）保守点検及び定期検査にかかる業務の委託内容の概要を示すものです。

1. 業務履行場所

豊川北小学校 箕面市栗生間谷西4丁目3番1号
W O 4 A 1 基

2. 業務内容

（1）定期保守点検

①業務履行回数

年間3回

1回目を夏期学校休業期間中、2回目を冬期学校休業期間中、3回目を春期学校休業期間中（3月）に履行するものとし、施行日程については、学校と調整のうえ、決定する。

②業務内容

昇降機の点検（機械・電動機・制御装置等の注油及び清掃・導軌条の注油並びに簡単な調整を含む）

（2）臨時保守業務

次の場合、速やかにこれに応じ、その点検、整備または修理を行う。

①通常の使用に支障があると、箕面市（箕面市教育委員会事務局）または受注者において認められる場合

②機器の故障修理につき、箕面市（箕面市教育委員会事務局）からこの旨の通知があった場合

3. 業務日及び業務時間

原則、受託者の就業時間（受託者の通常勤務日の通常時間）内に行うものとする。ただし、受託者の都合により、受託者の終業時間外に行われる場合は、この限りではない。

4. 費用負担

（1）受託者が負担するもの

定期保守点検に必要な物品類は、受託者の負担とする。

（2）箕面市（箕面市教育委員会事務局）が負担するもの

定期保守点検以外に修理を行う場合の費用は、本契約には含まれない。本契約に含まれない修繕等の業務を行うときは、事前に箕面市（箕面市教育委員会事務局）に対し、業務の内容及び業務に要する経費を記した見積書並びに業務に必要な期間を記した文書をもって、箕面市（箕面市教育委員会事務局）の承認を得ること。

5. その他

- (1) 本昇降機のいかなる部分に対しても、これが占有または管理に基づく責任は箕面市（箕面市教育委員会事務局）に帰属するものとする。
- (2) 建物閉鎖・天変事変・不可抗力・その他受託者の責によらない事由によって生じた損害並びに、全ての間接的損害については、受託者はその責任を負わない。
- (3) 契約書及び仕様書に記載のない事項につき疑義を生じた場合は、箕面市（箕面市教育委員会事務局）と受託者の協議のうえ解決するものとする。
- (4) 作業完了後は校長または校長が指名した者の確認を受けること。